

事務連絡
令和4年10月24日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
代表者 殿

神奈川労働局労働基準部
安全課長

フォークリフト運転技能講習における大型特殊自動車免許
(農耕車限定) の取り扱いについて

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、フォークリフト運転技能講習における講習科目の一部免除の取り扱いについては、同講習規程第3条において、道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）を有する者は、走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（4時間）及び走行の操作（20時間）の計24時間の受講の免除を受けることができると規定されています。

この度、農耕車限定の大型特殊自動車免許について、下記により整理したので、了知されると共に、その取扱いに御留意いただくよう併せてお願いします。

記

大型特殊自動車免許（カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く。）には、限定されていない免許は勿論のこと、農耕車限定免許も含まれる。

以上

(解説)

フォークリフト運転技能講習において、農耕車限定の大型特殊自動車免許が
限度なしの大型特殊自動車免許と同等の取り扱いをすることが明確になりました
ので、今後、農耕車限定の大型特殊自動車免許所有者は限度なしの大型特殊
自動車免許と同等の学科、実技の受講時間を免除することができます。